



序章

角松, 生史

(Citation)

現代国家と市民社会の構造転換と法 : 学際的アプローチ:1-17

(Issue Date)

2016-01-30

(Resource Type)

book part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90003998>

※ この論文ファイルは印刷不可です。



序 章

はじめに

1990年代後半以降のわが国では、規制緩和・地方分権・中央省庁改革・司法制度改革・教育制度改革・労働法制改革・社会福祉構造改革等といったさまざまな分野における法制度改革が矢継ぎ早に行われた。公法学の分野では、「透明性」「説明責任」「政策評価」「補完性原理」等の新たな鍵概念が登場した¹。また、「法の支配」「参加」といった従来からの鍵概念も、制度改革の文脈で新たな意味内容を与えられている。

経済成長優先の社会システムやケインズ主義的経済政策の行き詰まりに伴う中央集権的・官僚主義的な国家機構の再編の必要性がかかる制度改革の背景にあるが、そこで目指されたのは個別制度改革に止まらない。行政改革会議最終報告がいうところの「この国のかたち」の再構築、「制度疲労のおびただしい戦後型行政システムを改め、自律的な個人を基礎としつつ、より自由かつ公正な社会を形成するにふさわしい21世紀型行政システム」への構造転換が叫ばれた²。それまでの社会経済政策を「戦後型行政システム」として総括して「構造改革」の必要を説く言説が幅広く共有されることになったのである。そこには「構造改革型」とでもいうべき統治システムへの不連

1 「説明責任原則」「透明性原則」等を行政法における「現代型一般原則」と位置づける見解もある（大橋洋一『行政法I 現代行政過程論〔第2版〕』（有斐閣、2013年）56頁）。

2 1997年12月3日行政改革会議最終報告（<http://www.kantei.go.jp/jp/gyokaku/report-final/>）。

続な変化を見出すことができる。

このような「構造改革型」統治システムの登場は、同時に「市民社会」への注目も高める。1990年代以降、「市民社会」論に対する注目が世界的に高まり³、「市民社会論のルネッサンス」⁴というべき状況が生まれているが、1990年代後半以降のわが国では、以下のような文脈においてもこの概念に注目すべき必要性が高まっている。

第一に、公私協働の進展などにより非国家的主体が公共的任務を担う現象が増大し⁵、また、行政サービスの民営化や介護保険制度の導入など、民事的・契約的手法により公共目的を達成する手法の重要性が高まっている。このような現象を視野において提唱された「制度的契約論」⁶は、行政法学の成果からも多くを摂取する一方で、行政法学にとっての「アイデンティティ・クライシス」をもたらしたと評される⁷。民法学との差別化がいかんにして可能かが問われることになるのである。さらに、市場メカニズム・団体による自主規律・公論による統制などを多元的に組み合わせた市民社会内ガバナンスの仕組みが果たす公共的機能に着目する必要も高まっている⁸。これらの現象は、これまで主に私法学・基礎法学の対象であった「市民社会」に対して、公法学・私法学の協働によるアプローチの必要性を高めている。

第二に、いわゆる「新しい公共」の登場もふまえた「市民社会」への注目は、公法学の主題であった公的意思形成過程において市民社会が果たす役割や、社会の担い手が取り結ぶ諸関係についての理論的考察の必要性も高める

3 たとえばハーバーマスは、1980年代以降中東欧における市民運動による体制批判のスローガンとして使われるようになった「市民社会」概念を「市民社会 (Zivilgesellschaft) の再発見」として受け止める(ユルゲン・ハーバーマス(細谷貞雄=山田正行訳)『公共性の構造転換(第2版)』(未来社、1994年)序文)。その他、Jean L. Cohen/Andrew Arato, *Civil Society and Political Theory*, The MIT Press, 1992、マイケル・ウォルツァー(石田淳ほか訳)『グローバルな市民社会に向かって』(日本評論社、2001年)などの著作を挙げることもできよう。

4 山口定『市民社会論』(有斐閣、2004年)。

5 人見剛「公権力・公益の担い手の拡散に関する一考察」公法研究70号(2008年)174-185頁。

6 内田貴『制度的契約論——民営化と契約』(羽鳥書店、2010年)。

7 原田大樹『公共制度設計の基礎理論』(弘文堂、2014年)131頁。

8 原田大樹『自主規制の公法学的研究』(有斐閣、2007年)。

9 参照、毛利透「国家意思形成の諸像と憲法理論」樋口陽一編著『講座憲法学第1巻 憲法と憲法学』(日本評論社、1995年)43-80頁(とくに58-67頁)。

ことになる⁹。「トクヴィル＝多元主義モデル」と「ルソー＝一般意思＝統合モデル」の対比¹⁰が夙に語られているが、具体的な制度と実態をふまえたうえで公的意思形成の過程を明らかにするためには、市民社会の「担い手」である個人（抽象化された主体か、負荷を有する主体か）や団体（地縁的共同体、自発的結社、企業・事業者団体等）がいかにして析出され、どのような相互関係を取り結ぶのか（市場的一競争的契機と社会連带的・共同的契機との緊張関係）に関して、多様な分野の学問的知見をふまえた考察が求められるだろう。

本書は、このような1990年代後半以降における「構造改革型」統治システムと「市民社会」に関する学際的共同研究の成果¹¹である。「構造改革型」への転換を分析するためには、それをもたらした政治過程についての政治学的分析、教育法・社会福祉法・労働法などの個別法分野の分析が不可欠である。また、市民社会の分析のためには、上述のような公法学と私法学との協働の必要性に加えて、市民社会の構成要素としての個人・団体・それらの相互関係に対して社会科学・人文科学の知見をふまえてアプローチすることが求められる。

これら多様な学問分野にわたる議論を容易にするため、本研究は社会構成主義的視点を導きの糸とすることを試みた。バーガー／ルックマン¹²やスペクター／キッセ¹³などを嚆矢とする社会構成主義（構築主義）^{14,15}は、社会科

10 樋口陽一『国法学〔補訂〕』（有斐閣、2007年）101頁。

11 本共同研究は、科研費基盤研究(B)「構造改革型統治システムへの公法学を軸とした学際的接近——社会構成主義的視点の導入」（2009-2011年度、研究代表者角松生史）「公法学からの市民社会への学際的・構成主義的接近——リスク・ガバナンス・社会連帯」（2012-2014年度、研究代表者角松生史）の助成により行われた。

12 ピーター・L・バーガー＝トーマス・ルックマン（山口節郎訳）『現実の社会的構成——知識社会学論考〔新版〕』（新曜社、2003年）（原著1966年）。

13 J.I. キッセ＝M.B. スペクター（村上直之ほか訳）『社会問題の構築』（マルジュ社、1990年）（原著1977年）。

14 参照、中河伸俊＝赤川学編『方法としての構築主義』（勁草書房、2013）、平英美＝中川伸敏編『新版構築主義の社会学』（世界思想社、2006）、上野千鶴子編『構築主義とは何か』（勁草書房、2001年）、ヴィヴィアン・バー『社会的構築主義への招待』（川島書店、1997年）、「シンポジウム・法の構築」法社会学58号（2003年）。なお、公法学分野においても社会構成主義の方法論には注目が集まりつつある。愛敬浩二「憲法学と歴史研究」公法研究73号（2011年）1頁、戸部真澄「環境リスク管理と科学哲学」公法研究73号（2011年）196頁。

学のみならず広汎な分野で領域横断的に影響を与えている方法論的パラダイムであるが、ものごと（物・人・集団・出来事）が本来的・内在的に特定の性質を備えているという「本質主義」的想定に反対し、人々の社会的な言語使用に注目する点に特徴を見出すことができる。認識論的には、社会的世界を客観的実在とみなすのではなく社会的行為主体のコミュニケーションの相互作用によって意味的に構成された世界とみなすことになる。

このような視点をとることで、本研究が目指したのは、第一に、言説の不連続的な変化への注目である。先に見たように、それ以前のあり方を「戦後型行政システム」として総括して「構造改革」の必要を説く言説が幅広く共有されたことを、いわば「経済成長優先型」から「構造改革型」へと、いわば「認識共同体」が不連続的に変化したものとして見ていくことを試みた。

第二に、本研究は、特定の理念・規範・言説などが正当化される過程に焦点を当てること（言説分析）、そして、「社会問題」について、「問題とされる状態」から「問題をめぐる活動」へと関心をシフトさせ、人々の要求・権利主張などの「クレーム申し立て」活動に注目することを試みた¹⁶。このことによって、「構造改革型」統治システムの下における新たな法概念（例：「透明性」）や新しい権利主張（例：「景観利益」）の登場を分析しようとしたのである。

第三に、市民社会の分析においても、「行為主体自身が社会的に構成される」という社会構成主義的視点をとることによって、市民社会の「担い手」を分析することを試みた。これら担い手が取り結ぶ市場的・非市場的諸関係は、それら担い手達がどのように市民社会を表象し、どのようなコミュニケーション的相互作用を取り結ぶかを見ていくことによってはじめて適切に理解しうる。「市民社会は自己定義＝自己理解によって自己構築する」という仮説が妥当するのである¹⁷。

15 歴史学では「言語論的転回」と呼ばれることもある。本書執筆者による分析として、長谷川貴彦「物語の復権／主体の復権——ポスト言語論的転回の歴史学」思想1036号（2010年）144-160頁、小田中直樹「言語論的転回以後の歴史学」『岩波講座哲学第11巻 歴史／物語の哲学』（岩波書店、2009年）123-140頁。

16 キッセ＝スペクター・前掲注（13）、中河伸俊『社会問題の社会学』（世界思想社、1999年）第1章。

もっとも先に述べたように、社会構成主義的視点はあくまで学際的議論における共通の問題意識を醸成するためのツールであり、「構造改革型」統治システムと市民社会に関する本研究は、必ずしも方法論的な統一テーゼを樹立しようとしたものではない。しかし、共同研究の過程における我々の議論では、常に上のような視角が共有されていたし、濃淡こそあるが、本書各章において各執筆者はそれを意識しながら執筆している。

1. ガバナンスと参加

「構造改革型」統治システムにおいては「ガバメントからガバナンスへ」というスローガンがしばしば強調される。公共的任務がもはや国家的アクターのみによって担われるものではなくなったという事態を強調するとともに、単線的・垂直的な命令・統制型の統治システムの限界を強調し、社会的諸課題への対応が多様なアクターの関わりのおかげで段階的に形成されていく過程に注目するものであると考えられる。

また、まちづくり・環境、教育、福祉などのさまざまな領域における市民参加の意義も強調される。パブリック・コメント、住民投票、市民提案（都市計画提案制度、市民政策提案手続）・市民参加（パブリック・インボルブメント、円卓会議など）手法、各地の市民参画条例制定といった公的部門（立法・行政）の意思決定手続においてのみならず、地域空間整備における住民やまちづくりNPOの役割、企業ガバナンスと従業員・消費者といった、公・私が入り交錯する局面あるいは市民社会レベルにおけるステークホルダーの参加もしばしば論じられる。

本書第I部は、「ガバナンスと参加」というキーワードの下に、4本の論文を収録する。

第1章「都市空間の法的ガバナンスと司法の役割」（角松生史）は、都市空間の効果的なガバナンスを実現するうえで、法システムが果たしうる役割

17 参照、ジュリアン・ヴァンサン（小田中直樹訳）「市民社会——政治と歴史のはざま」思想1069号（2013年）29-62頁。

とそのなかでの司法の位置づけについて考察する。都市空間に関する法的考察の前提は空間の私的所有権への「分割」であるが、それは、「コモンズの悲劇」の回避という観点からは、多様なアクターによる空間管理を実現する「分権型ガバナンス」の現れと評価することができる。しかしその「分割」のありようが、「最小限規制原則」に基づくべきだという論理的要請は存在しない。しかし日本の現実の土地立法は、最小限規制原則に規定されたことで、「都市化社会」への対応にも既に弱点を抱え、「都市型社会」「縮小都市」への対応のために「協議型」の仕組み作りが要請されるなか、その弱点はより露わなものになっている。続いて本章は、都市計画に対する司法介入が強化される傾向にある現状をふまえ、実定法制度が「最小限規制原則」に則って構成されている場合、司法介入の強化は、同原則の実際の現れを強化するだけであることを指摘する。そのうえで、「権利モデル」と「協議モデル」の相互補完の必要性和「残余紛争の規範的処理」としての司法権の役割の可能性が説かれる。

第2章「教育法における責任とガバナンスの構造」(世取山洋介)は、2006年以降に展開した新自由主義教育改革諸立法の特徴をふまえ、まず、新自由主義がその基礎に置いている規範論の中核に位置する「主人—代理人理論」(PA理論)と「第三者政府論」を概説する。そして、これら理論に基づく教育行財政モデルの全体像を描き出したうえで、「教育におけるガバナンス」をめぐる三つのモデル(中央権力独裁型モデル・教育人権保障型モデル・中央教育統制型モデル)の関係を考察する。そのうえで本章は、2006年以降の新自由主義教育改革立法について、(1)新教基法は、基本法形式をとりつつ、内閣・文科大臣・自治体を主人—代理人関係で結ぼうとする点で特徴的であること(2)新教基法における「総合的教育権限」の規定、改正地教法における首長権限の強化、改正学校法における学校の一定の重層構造化を指摘する。しかしこれら改革立法には、評価や懲罰的措置といった新自由主義的教育改革モデルの決定的な構成要素が欠如し、また、教育財政制度改革においても一般財源化は排斥された。本章はこのことを、旧教基法に示され、新教基法にも継承されている教育と教育行政の区別、教育行政の条件制度義務が歯止めになっているものだと捉え、教育人権保障型モデルの対抗軸としての意義

を指摘する。

第3章「契約管理—プロセスとしての契約とガバナンス—」（山本顯治）は、複雑かつ多段階的構造を有している現代型契約の典型としてのシステム開発契約をとりあげ、契約がプロジェクト全体の管理手段と位置づけられるに至っていることを指摘し、そのための新たな契約適正化手法について検討する。まず、「スルガ銀行 対 日本 IBM 事件」の一審・控訴審判決で認められたプロジェクト・マネジメント義務の意義が分析される。当事者のシステム開発体制のあり方をふまえて義務違反の有無を判断しようとする動きが表れていることが指摘され、システム開発手順における「ウォーターフォール・モデル」と「スパイラル・モデル」をふまえた検討がなされる。関係的契約法理論と親近性ある後者は言うに及ばず、古典的契約法理論と親近性ある前者に立った場合でさえ、システム開発の現場では事後的な契約内容の追加・改訂、循環的な意思決定が不可避のものとなっているのである。最後に本章は、前記プロジェクト・マネジメント義務や Lorenz Kähler 論文が示す「契約管理義務」という考え方において、関係的契約法理論や契約のプロセス化論が、契約に基づくプロジェクトのガバナンスという新たな法理論へと展開する姿が見出されるのではないかと指摘する。

第4章「熟議民主主義が前提とする市民像に関する心理学的考察—熟議リテラシーとしての批判的思考を育むための大学教育—」（都築幸恵）は、熟議民主主義に基づく市民の社会参加について、心理学の見地から考察を行う。熟議民主主義論が前提する「偏見に左右されず開かれた心で理性的に意見を交わす市民」が、心理学領域での「批判的思考の能力を備えた市民」とほぼ同義であるとしたうえで、「自らの既存信念から独立した、客観的で偏りのない議論や証拠の評価」としての批判的思考を行う力の獲得がたやすすくないことが心理学の実証研究によって示されていることを指摘する。「確証バイアス」やそれが生じる理由のひとつとしての「動機づけられた推論」は、既存の信念や自分にとって望ましい結論を強化してしまうし、思考および意思決定の研究において注目されている「二重過程理論」からすれば、批判的思考が必要とする「先入観を排し、仮説を慎重に考慮する」ことは往々にして困難である。

そのうえで本章は、熟議民主主義に基づく市民の社会参加が十分に機能するための前提となる批判的思考教育について検討する。自分の思考の状態を判断できるメタ認知を身につけることと、批判的思考態度を育成することの重要性が強調され、その教育方法としての協同学習の役割も検討される。他者の意見を批判的にとらえるためのスキルと態度のみでなく、他者を共感的に理解しようと努め、協力的に議論をすすめるスキルと態度の育成が必要なのである。

2. リスクと責任

「構造改革型」統治システムを特徴づけるもうひとつのスローガンとして「自己決定・自己責任」がある。前述の行政改革会議最終報告は、「日本の国民になお色濃く残る統治客体意識に伴う行政への過度の依存体質に訣別し、自律的個人を基礎とし、国民が統治の主体として自ら責任を負う国柄へと転換することに結び付く」行政改革の実現を主張した。「“集団に埋没する個人”といった特性は、決して日本の国民の不可避的な特性ではない。……（憲法第13条にいう）「個人の尊重」とは、一人ひとり人間が独立自尊の自由な自律的存在として最大限尊重されなければならないという趣旨であり……前文にいう、『主権が国民に存する』とは、そのような自律的存在たる個人の集合体である『われわれ国民』が、統治の主体として、自律的な個人の生、すなわち個人の尊厳と幸福に重きを置く社会を築き、国家の健全な運営を図ることに自ら責任を負うという理を明らかにするものである」というのである¹⁸。同会議の委員を務めた藤田宙靖は、「より自由主義的・個人主義的な社会への移行」、「自己責任の社会への移行」が行政改革の課題だとし、そのことが行政法理論に及ばず影響を考察する¹⁹。

しかし、このような「自律的個人」という主体を語り、「リスク」に対する「責任」をそこに帰属させようとするのであれば、そのような「物語的法

18 行政改革会議最終報告（前掲注（2））。

19 藤田宙靖『「自己責任」の社会と行政法』『行政法の基礎理論』（有斐閣、2005年）144-165頁（145-146頁、159頁）。

主体]²⁰がどのように歴史的・社会的に構成されてきたのかを見ていかねばならないだろう。市民社会の成立による「個人」の析出に伴い、従来団体や家族によって対処されてきた課題が、個人のリスクとして帰責されることになると同時に、産業社会の要請が保険制度等によりリスクを福祉国家的に社会化していった。これに対し今日、これまでの科学的・組織的予防措置では対応できない「新しいリスク」の登場や社会的リスク保障からの福祉国家の後退に伴う「自己責任」の論理により、リスクの（再）個人化の潮流が見出される²¹。上記の「自己決定・自己責任」論はそのような流れの上にあると考えられる。

そして、「リスク」についても、何をリスクと捉えたうえで、それに対してどのような制御手法をとるかが、既に公法学上も多く論じられている²²。国家法的制御の限界と社会的制御手法の活用（市場メカニズムおよび情報提供等の非市場的手法）との関係で問題になってくる。リスクの認知・表象過程や、それをめぐる語りを、認識・言説の社会的文化的被規定性を明らかにしながら構成主義的に分析することが求められよう。

本書第Ⅱ部は、「リスクと責任」というキーワードの下に、4本の論文を収録する。

第5章「原因者の意義」（桑原勇進）は、リスクに対応する法制度の典型的分野である環境法に関する分析である。この分野においては「原因者負担原則」が語られるが、環境上の問題は、通常、ひとつの原因に帰せられることはない。そこで、複数の行為が、対応を要する環境問題の原因をなしているときに、誰が原因者なのかを探求することが課題となる。危険発生の原因

20 山本顯治「法主体のゆくえ」法社会学64号（2006年）1-11頁（2頁）。

21 参照、三上剛史『社会の思考——リスクと監視と個人化』（学文社、2010年）。

22 山本隆司「リスク行政の手法構造」城山英明＝山本隆司編『溶ける境を超える法5 環境と生命』3-59頁（東京大学出版会、2005年）、下山憲司『リスク行政の法的構造』（2007年）、下山「環境リスク管理と自然科学」公法研究73号（2011年）208-219頁、戸部真澄『不確実性の法的制御』（2009年）、戸部「環境リスク管理と科学哲学」196-207頁、戸部「リスク、法、市民・市民社会」大阪経大論集65巻1号（2014年）39-66頁、高橋滋＝渡辺智之編『リスク・マネジメントと公共政策』（第一法規、2011年）、山田洋『リスクと協働の行政法』（信山社、2013年）等。

者に対して警察措置を命ずる旨の規定が設けられているドイツ警察法における議論として、オーソドックスな直接原因説、相当因果関係説、違法行為説・社会的相当性説等を検討したうえで、本章は、原因者であるかどうかは、その者の行為が自然的・物理的に見て危険の原因であるか否かということではなく、何らかの基準ないし尺度に基づく評価の問題、即ち法的価値観に基づく適正なリスク配分のあり方の問題であるとする。結局、危険除去義務や費用負担といった責任を私人に負わせるからには、「行為と結果との間に、責任を負わせることを正当化するだけの内的連関」がなければならず、「そのような内的連関が存するがゆえに責任を負うべき者」が結果的に原因者と呼ばれるのだと指摘される。結局、「誰が原因者なのかという問い自体が誤り」だというのが本章の結論である。

第6章「子ども法と警察—児童虐待・少年非行・いじめ—」（横田光平）は、社会問題を見る視点が変われば異なる像が見えてくるとの立場に立ったうえで、子どもに関するいくつかの社会問題——児童虐待・少年非行・いじめ——への対応にみられる統治機構としての警察の変容を「子ども法」²³の観点から総合的に捉え、あるべき法的制御のあり方について考察したものである。

本章はまず、警察の視点として、過去の行為を対象として適正手続の保障が最優先される司法警察と、現在および将来に向けた犯罪への迅速かつ効果的な対応が求められる行政警察の対比を確認したうえで、子ども法の視点から、それらを児童福祉法・学校教育法の作用と対比する。そのうえで、二つの視点が交錯する少年法が規律するところの少年警察の構造が検討される。そこで問題になるのは子どもにとって重要な意味を持つ「時間」—「時機」と「継続」の両面—である。児童虐待・少年非行・いじめの領域における警察と諸機関の連携がもたらす具体的な問題を検討した後で本章は、「他機関との連携において警察の積極的な活動が求められてきているが、その際には従来の警察のままの積極的な活動ではなく、新たな連携のもとで警察活動のあり方の変容も求められている」ことを指摘する。その一方で、従来から

23 横田光平『子ども法の基本構造』（信山社、2010年）。

の警察活動に特有の刑事手続保障の視点も維持されなければならない。

第7章「責任から共感（すなわち受苦の共有）へー歴史学からの試論ー」（小田中直樹）は、記憶あるいは歴史の領域における重要なキーワードであるにもかかわらず、人々の反感を買いやすい「責任」という概念について論じるためにどうすればよいか、考察する。

まず従軍慰安婦論争を素材として、「戦後責任」＝「歴史上の非当事者の責任」論が、一方向的・集会的な、非対称的な自他関係をもたらす概念であり、それが孕む「序列化すること」への欲望が、客体の側に「いらだちやうとうしさ」を引き起こすことが述べられる。続いて「序列化すること」への欲望の系譜が、「科学としての歴史学の歴史」に即して明らかにされる。「分類すること」と「序列化すること」によって国家に奉仕していた、19世紀に始まる西洋中心主義的ナショナル・ヒストリーへの批判として、1970年代にはポスト・コロニアル歴史学のトレンドが登場したが、それもまた別の「序列化することへの欲望」を内包することになってしまった。さらに20世紀末に始まったグローバル・ヒストリーは、序列化を防ぐために、「分類しないこと」への欲望を抱え込むことになった。しかし、「分類しないこと」への欲望は、実行が難しいのみならず、方法論的にも重大な問題を孕んでいる。

そこで本章は、「分類すること」を否定せずに「序列化への欲望」を制御する具体的な方策のひとつとして、「受苦の共有」を内実とする「共感」をキーワードとして採用する可能性を示唆する。これにより「序列化すること」への欲望を制御すれば、「うとうとしないかたちで記憶や歴史を語ること」が可能になり、共感のメカニズムを参考にしながら責任概念を再構築することで、歴史あるいは記憶における責任の問題を生産的なかたちで論じることが可能になると主張される。

第8章「憲法上の『内心の自発性』論と『自己決定権』論」（佐々木弘通）は、「自己責任」の前提となる「自己決定」についての、憲法的観点からの考察である。すなわち本章は、一般に憲法13条の「幸福追求権」規定を根拠として憲法上の保障に与るとされている「自己決定権」に関する従来の憲法論を、「内心の自発性」論の観点から批判的に検討する。ここで「内心の

自発性」論とは、憲法 19 条（思想及び良心の自由）の保障内容の一つに「内心の自発性」があるとする考え方をいう。本章によれば、自己決定権（＝「〇〇を自己決定する自由」）の内実は、「自己の人生を築いていくうえで基本的な重要性をもつ」「一定の個人的事柄」に関するがゆえに特別の憲法的保護に値する、「外部的行為の自由」（＝「〇〇する自由」）である。そこで本章は、一方で、内心の「自己決定」それ自体が、「内心の自発性」とどんな関係にあるのかを考察する。他方で、自己決定権を含む「外部的行為の自由」一般の保障構造を、「内心の自由」の保障構造と比較対照しながら解明している。

3. 関係と連帯

第Ⅱ部「リスクと責任」と表裏一体をなすのが、人々が社会のなかで取り結ぶ関係と社会連帯の問題である。「構造改革型」統治システムの下においては、「自己責任」が強調される一方で、「市民協働」「市民自治」などの標語によって、社会的公共事への市民の関与への期待も多く語られていた。

そして、2000 年代後半以降、「格差社会」や「社会的排除」が社会問題化するなかで、新たなコミュニティや「共同性」の可能性も模索されている。世界的にも、グローバリゼーションの進展に伴い、それに対抗するものとして、世界的に協（共）共同体への注目が集まる²⁴。わが国では 3.11 以降「絆」「つながり」などが叫ばれ共同性の構築が唱道される²⁵。市民社会構成員相互の関係性やあらたな「連帯」の可能性はどのように変化しているのだろうか。

本書第Ⅲ部は、「関係と連帯」のキーワードの下に、4 本の論文を取録する。

24 概観として、ジェラード・デランティ『コミュニティ・グローバル化と社会理論の変容』（NTT 出版、2006 年）。

25 それぞれ相当に異なった構想を示すものであるが、広井良典＝小林正弥編『コミュニティ——公共性・コモンズ・コミュニタリアニズム』（勁草書房、2010 年）、伊豫谷登士翁＝吉原直樹＝齋藤純一『コミュニティを再考する』（平凡社、2013 年）。他方、従来の「コミュニティ」への批判的なまなざしとして竹井隆人『社会をつくる自由』（筑摩書房、2009 年）。

第9章「連帯と切断の間で一つながりすぎ社会をどう相対化するか」(小玉重夫)は、先に『難民と市民の間で—ハンナ・アレント『人間の条件』を読み直す』(現代書館、2013年)を出版し、規律訓練型社会から環境管理型社会への展開をふまえた新しい市民性の条件を、「難民であること」の転用という視点から理論化した著者が、福祉国家の制度的基盤となってきた20世紀型連帯の崩壊をふまえた、新しい人間関係と公共性の条件を「つながりすぎ社会の相対化」という視点から考察するものである。

本章は、アレントが、同質的な絆で結ばれた同胞愛(charity)と、不均等で異なるもの同士が関わり合う友愛(friendship)を区別したうえで、政治や公共性につながるのは、同胞愛ではなく、友愛だとしていたことを指摘し、さらにデリダ、アガンベンの議論も見たうえで、これら三者における「友愛」のとらえ方は「自分とは異なる存在とどう共存するか」という特徴を有していたとする。これは、日本において重視されてきた同胞愛的で濃密なつながりからくる「息苦しいつながり」を相対化する可能性を孕んでいるというのが本章の視点である。

ついで本章は、ドゥルーズ研究者千葉雅也の議論を、福祉国家的連帯概念を組みかえ、アレント的な視点からつながり過剰の社会を批判していくうえできわめて示唆に富むと評価する。千葉が強調する「接続過剰から非意味的切断の論理への転換と、つながりすぎ社会の相対化」のなかに、同胞愛から友愛への転換の契機を見いだすことも不可能ではないという。

そのうえで本章は、アレントによる「社会的なるものの肥大化」に対する批判を確認し、現代の日本社会における「世間や空気をよむ」ということへの過剰な関心、携帯電話などの情報環境のもとで常につながっていないと不安になるある種の抑圧状況、職場や学校の中での「つながり」への同調圧力などもこのような「社会的なるものの肥大化」にあたるとする。アレントの議論から本章は、「社会から退きこもる自由」を積極的に捉え、それによって同時に、「市民として公共的場面で発言していくことでの自由」をもとりもどしていく、そういう道筋を描きだす。みな「社会とのつながり」への強迫観念から少しでも自由になり、「難民性」と「市民性」の間で双方のバランスをとりながら生きていく条件をえるための示唆をアレントらの議論は指

し示しているというのである。

第10章「2008年以後の日本政治の変動—戦略的力関係・社会保障アプローチ—」（進藤兵）は、現代日本社会における社会連帯のありようについて、政治学の視点から考察する。具体的には、2008年秋の世界的な金融危機・産業恐慌以後の日本政治の変動との関連で社会保障（政策）が検討される。

まず本章は、資本主義社会の实在（“the real”、深層にあるメカニズム）に関する四つの理論仮説（晩期マルクス、モリス、ポランニイ、ウォーラーステイン）を検討したうえで、「社会保障の範囲」の分析枠組としての、「戦略的力関係・社会保障アプローチ」の研究手法を提示する。資本主義経済が作り出す矛盾に対抗して発生する社会保障ニーズの総体が最広義の「社会保障の範囲」であるが、それは「戦略的力関係」によって歴史的具体的に確定されていく。つまり、社会構造に内蔵された担い手相互の力関係が、イデオロギー・国家の諸形態・国際経済の影響といった媒介項に介在されて政治的力関係へと変換され、それが今度は社会構造に影響を与えて「社会保障の範囲」を変動させるという関係があるとされる。この「戦略的力関係・社会保障アプローチ」は、言説政治理論と対比されることの批判的实在論に基づくものである。

これをふまえて本章は、2008年以後の日本政治の変動と社会保障政策の変動を素描する。まず、第一次安倍内閣から菅内閣に至るまでの社会保障政策を検討したうえで「民主党と自民党の二大政党制は、このような新自由主義的『構造改革』と日米軍事同盟強化という枠内での党派対抗であった」とし、他方で東日本大震災後の「被災者福祉」「居住福祉」運動の台頭も指摘される。そして、野田内閣による三党合意の「社会保障・税一体改革」、右翼的ポピュリズムの高揚のなかで成立した第二次安倍内閣の経済政策、「アベノミクス」の「成長戦略」に従属させられた第二次安倍内閣の社会保障・税制改革、そして第三次安倍内閣の社会保障政策について分析したうえで、それらに対する対抗的社会運動による対抗軸形成の重要性が述べられる。

第11章「職場における紐帯と法—安全配慮義務法理と新しい合意法理を素材にして—」（藤川久昭）は、職場における労働者と使用者との「紐帯」のあり方を問うものである。まず、社会ネットワーク論の分野におけるグラ

ノヴェターやパートの業績において「弱い紐帯」の重要性という問題提起がなされ、労務管理、人的資源管理、組織論の観点から分析がなされているにも関わらず、労働法学においては分析が存在しないことが指摘される。そのうえで著者は、労働法分野における安全配慮義務法理を本格化させた電通事件最高裁判決および合意法理を進展させた広島中央協同組合事件最高裁判決を素材として、「紐帯」というキーワードのもとに試論的分析を行う。

事実上安全配慮義務に基づく使用者の責任を認めた電通事件最高裁判決は、「配慮」という法的道具を通じて、使用者に、契約外のこと（一般的経験則など）や管理可能な範囲を超えたこと（プライバシー領域など）までふまえることなどを求めている。また、「新しい合意法理」を定式化した広島中央保険協同組合事件最高裁判決は、「労働者の真の合意」および「特段の事情」という法的道具を用いることで、使用者が労働者の私生活によりコミットすることを求めているため、使用者は個々の労働者のさまざまな状況・意向に対応すべきことになり、人的資源管理におけるダイバーシティ・マネジメントが一層求められるようになっていく。

本章はこのことを、現代の労使関係が労働者と使用者の間の「強い紐帯」を要求している現実を示すものだとし、使用者と労働者との関係が基本的には対立・独立関係であることを前提としていた労働法学はこの現実を直視しなければならないと述べる。そのうえで、社会ネットワーク論や労務管理論が指摘する、閉鎖的であることから来る「強い紐帯」のマイナス面も踏まえると、労働法学に「『強い紐帯』を評価しながら、『弱い紐帯』を志向するような理論的営為」が必要だというのが本章の結論である。

第12章『『社会的連帯』のイギリス的特質—福祉国家の歴史的源流を求めて—』（長谷川貴彦）は、福祉国家の生成過程を顧みることによって、「社会的連帯」のイギリス的特質を把握しようとするものである。

「社会的連帯」は、フランス福祉国家の見直し作業から提出されてきた概念であるが、こうした福祉国家の再検討は、イギリス的文脈では、19世紀末に登場した「新自由主義」（“New Liberalism”。現代のネオ・リベラリズムとは異なる）の注目に集約される。このような視点は、1970年代の以降の「労

働党の混乱」をめぐる論争、福祉国家史に関して「慈善から福祉国家へという単線的な発展のモデル」を描く「ウェット史観」をめぐる論争などによって生み出された。これら論争をふまえ、本章は、「方法論的には国家論的アプローチを導入しながら、対象としての中産階級 MOMENT を重視」してイギリス福祉国家の形成史の概略を描き出すことを試みる。

具体的には、福祉国家の源流の時期にあたる 16-19 世紀のイングランドを対象として、「近世化の時代」と「行政革命の時代」に区分したうえで、同時代の統治構造や社会構造といった背景となる構造論的特質に留意しつつ、国家、中間層、民衆という三つのアクターが、せめぎ合いかつ交渉しながら独自の社会保障体制を構築していく過程が明らかにされる。

そのうえで、19 世紀末に登場し、自由党社会改革の教導理念となった「新自由主義」の統治構想が「国家介入と並んでヴォランティアを政策回路としての統治機構に組み込んで」いたが、この構想には現実的な条件がなかったこと、そのため、戦後福祉国家がヴォランティアによる中間団体という構成要素が弱体化した条件の下で構想されていったことが指摘される。しかし同時に、戦後福祉国家の青写真を描いたベヴァリッジ本人は、その著書においてヴォランティアを賞賛していた。

このような歴史考察をふまえて本章は、福祉国家の動揺とサッチャー政権の誕生を経て、政権に復帰したブレア労働党の「第三の道」がヴォランティア部門の役割を重視したこと、キャメロン保守党政権の「大きな社会」構想も中間団体の役割を重視していたことを確認する。しかし 2011 年の都市暴動をめぐる論争に象徴されるように、ポスト福祉国家状況におけるイギリスは、その「社会的連帯」のあり方をめぐって模索を続けているのである。

上述したように、本書は、JSPS 科研費「構造改革型統治システムへの公法学を軸とした学際的接近—社会構成主義的視点の導入」（基盤研究(B)、2009-2011 年度、研究代表者角松生史）および同「公法学からの市民社会への学際的・構成主義的接近—リスク・ガバナンス・社会連帯」（2012-2014 年度、研究代表者角松生史）に基づく共同研究の成果の一部である。同研究には、本書各章の執筆にあたった研究分担者に加え、海外研究協力者として

Dimitri Vanoverbeke 教授（KU ルーヴェン、ベルギー）、兪珍式教授（全北大学校、韓国）の参加を得た。さらに、同研究が主催したシンポジウムや研究会に際しては、多くの方々の参加を得ることができ、貴重な報告・コメントを頂いた。また、内野美穂氏（神戸大学大学院法学研究科博士後期課程）からは、同研究の事務運営および本書の編集作業について、さまざまなかたちで助力を得た。これら諸氏に対し、この場を借りて謝辞を上げたい。

最後に、厳しい出版事情のなか、学際的共同研究の学術的意義を認めて下さり、本書科学研究費補助金申請・採択後の刊行に、終始手厚いご支援を賜った（株）日本評論社代表取締役社長申崎浩氏に心よりお礼を申しあげたい。

編者を代表して

角松 生史

【本書は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費・課題番号 15HP5124）の交付を受けて刊行された】